○外務省

一一二　研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令　二八　239　一八

○財務省

七四　財務省組織規則の一部を改正する省令　七　二

〃　七五　地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一四　二

七六　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令　一九　231　五

七七　〃　二〇　二

七八　〃　三一　241　二

○文部科学省

三一　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令　一九　231　五

○厚生労働省

一五八　毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令　三　二

一五九　確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令　五　220　一

一六〇　食品衛生法施行規則の一部を改正する省令　六　221　一

一六一　雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令　一九　231　五

一六二　健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令　二七　一

一六三　労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令　三一　三

一六四　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令　三一　三

○厚生労働省、経済産業省

二　独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令　二一　233　一

○農林水産省

六七　農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令　二一　233　一

六八　家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令　二〇　二

六九　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二四　一

七〇　家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令　二四　一

七一　農薬取締法施行規則の一部を改正する省令　三一　四

○経済産業省

九七　工業統計調査規則の一部を改正する省令　三　二

九八　ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令　四　219　一

九九　特定卸供給の要件に関する省令　一二　226　二

一〇〇　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令　一二　226　二

一〇一　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令　一二　226　三

一〇二　情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令　二一　233　一

一〇三　ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令　二四　234　一

○国土交通省

七二　建築基準法施行規則の一部を改正する省令　三　二

七三　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令　七　222　六

七四　水防功労者表彰規則の一部を改正する省令　一七　一

七五　都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令　一九　231　一〇

七六　道路法施行規則の一部を改正する省令　二八　二

七七　航空法施行規則の一部を改正する省令　二八　239　二〇

規則

○会計検査院

八　計算証明規則の一部を改正する規則　二一　四

○国家公安委員会

二三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則　一二　226　三八

二四　犯罪捜査規範の一部を改正する規則　二六　二

○個人情報保護委員会

三　個人情報の保護に関する法律施行規則　五　220　一四

○原子力規制委員会

一一　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則　二四　二

訓令

○内閣府

二二　内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令　七　二

告示

○内閣府

一一〇―一一七　地域再生計画を認定した件　三　218　一

一一八―一二七　地域再生計画の変更を認定した件　三　218　七五

一二八―一三二　国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件　四　一

一三三―一三四　総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　一二　一

一三五　保険業法第百八十五条第一項の免許に関する件　一四　二

一三六―一三八　国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件　二四　二

○内閣府、財務省

七　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　一九　231　一〇

○宮内庁

九　天皇皇后両陛下は京都府へ行幸啓になる件　四　二

天皇皇后両陛下は愛知県及び長野県へ行幸啓になる件　二二　四